

## 社会福祉法人山口県社会福祉事業団 役員等に対する報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山口県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の各号に定める報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（事業団の事務所を主たる勤務場所とする者）については、報酬、期末手当及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給するものとし、期末手当及び通勤手当は支給しない。

### (報酬等の総額の決定)

第3条 定款第22条第1項で定める全理事の報酬等の総額（第6条に定める職員給与を除く）は、年間6,000,000円以内とする。

2 定款第22条第1項で定める全監事の報酬総額は、年間600,000円以内とする。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 期末手当 6月 100分の200  
12月 100分の200
- (3) 通勤手当 事業団職員の手当の支給に関する規程第10条に準じる額

### (非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

### (事業団職員給与との併給)

第6条 事業団職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、この規程に基づく報酬は支給しない。

### (報酬等の支給時期等)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当については、毎月21日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、事業団職員の給与に関する規程第17条第1項に準じた日とする。
  - (2) 期末手当については、事業団職員の手当の支給に関する規程第21条第1項に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会若しくは評議員会に出席した都度、又は会議への出席以外の役員等の職務に従事した場合に、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額並びに本人から申し出があったときには、役員等賠償責任保険に係る個人負担分の保険料及び全国社会福祉事業団協議

会退職年金共済掛金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算するものとし、円未満の端数は切り捨てる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第9条 役員等が理事会又は評議員会に出席するため旅行をしたとき又は職務のため旅行をしたときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費は、別表第3に定める額とする。
- 3 1回の旅行において、目的地が県外であり、かつ、当該目的地以外の目的地がないものとした場合の路程が100キロメートル以上の旅行における旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額による。
  - (1) 公共交通機関による旅行 1日につき 2,400円
  - (2) 公共交通機関によらない旅行 1日につき 1,200円
- 4 第1項の旅費は、役員等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については職員の例による。

(公表)

第11条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 社会福祉法人山口県社会福祉事業団役員等に対する報酬及び費用弁償規程（昭和47年規程第7号）は、廃止する。

附 則  
(施行期日)  
この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この規程は、平成31年3月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則  
(施行期日)  
この規程は、令和2年3月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則  
(施行期日)  
この規程は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1

役職名	報 酬
理 事 長	月 額 329,000円

別表第2

役職名	報 酬
理事・評議員	理事会又は評議員会への出席1回当たり 9,200円
	会議出席以外の職務(概ね半日) 9,200円
	同 上 (概ね1日) 18,400円
監 事	理事会又は評議員会への出席1回当たり 9,200円
	監査の実施(概ね半日) 9,200円
	同 上(概ね1日) 18,400円
	会議出席又は監査実施以外の職務(概ね半日) 9,200円
	同 上 (概ね1日) 18,400円

別表第3

鉄 道 賃	職員の例により計算した旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金
船 賃	職員の例により計算した旅客運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金
航 空 賃	現に支払った旅客運賃
車 賃 (1キロメートルにつき)	30円
旅 行 雑 費 (1日につき)	300円
宿 泊 料 (1夜につき)	甲地方 13,100円 乙地方 11,800円
食 卓 料 (1夜につき)	2,600円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)別表第一に定める甲地方をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。